くらしの

今月も、知っておきたい情報が満載です！

知つ得情報プラザ

未来の自分、家族にために「国民年金保険料」を納めましょう

市・市民課国民年金担当からのお知らせ

私たちの老後は、年金無しでは考えられない!?

▼近年、核家族化や平均寿命の伸長などにより、子どもなどからの援助や個人の貯蓄だけでは、老後の生活が難しくなってきています。収入が公的年金等のみの高齢者は全体の6割を超えており、年金は私たちの老後の生活に必要不可欠なものです。

高齢者世帯の総所得に占める公的年金等の割合

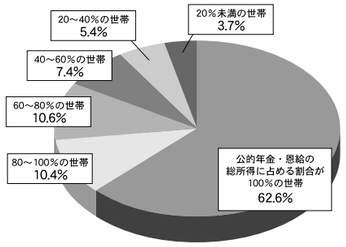

また、公的年金はどんなに長生きをしても終身にわたり支給されます。

国民年金は「老後のため」だけではありません！

▼国民年金は、年を取ってからのことだけと考えていませんか。

国民年金加入中に何らかの病気やケガにより、一定の要件に該当する障害をもってしまった場合、「障害基礎年金」を受けることができますし、また、一家の大黒柱など、一定の要件に該当する方を亡くした場合、その人によって生計を維持されていた「子どものいる妻」などが受けることができる「遺族基礎年金」などもあります。

国民年金は「もしも…のときにも安心」の国が運営する社会保障制度です。

国民年金保険料を未納のままにしておくと…

▼65歳から受け取ることができる老齢基礎年金は、原則として受給資格期間が25年以上必要です。未納期間が多いなど受給資格期間を満たしていない方は、老齢基礎年金が受けられない場合や、厚生年金保険の加入期間がある方であっても、老齢厚生年金が受けられない場合もあります。

また、障害基礎年金や遺族基礎年金についても保険料の未納期間があると、受けることができない場合があります。

このようなことがないように、今の自分、未来の自分、そして家族のためにも国民年金保険料は、きちんと納めましょう。

○お得な前納・口座振替早割制度を利用しよう！

国民年金保険料は、前納制度または口座振替早割制度を利用して納付すると、納め忘れの心配がないうえ、割引が適用されます。

毎月納めると1年間で
14,100円×12ヵ月＝169,200円
1年分を前納すると166,200円
前納だと3,000円のお得！

口座振替早割制度は
月額14,100円が
月額14,050円に
年間600円のお得！

○年金保険料を納めることが困難な方は、ご相談ください。

経済的理由などで保険料が納められない場合は、申請することにより保険料の免除等を受けることができる制度があります。

詳しくは、市役所などへご相談ください。

問市・市民課保険給付係 ☎42・1805

安心して老後が過ごせますか 12月は介護保険料納付強調月間です

介護支援課からのお知らせ

▼12月は、介護保険料納付強調月間として、納期限ごとに送付している督促状（第3期未納分）のほか、過去の未納分の催告状を該当する方に送付します。納付方法や未納の状況など分からないことがありましたらお問い合わせください。

なお、未納が続いた場合、納期間によっては介護保険料の支払い金額に違いがでることもありますので、ご確認ください。

分割納付の方法もありますので、ご相談ください。

保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

介護保険住宅改修費について

▼住宅改修費は、要支援、要介護認定をされた方に対して、20万円を上限として、その1割の2万円をご本人が負担し、残りの9割の18万円を介護保険が支給するものです。

なお、20万円を上限として住宅改修をしたときの介護度より3段階以上介護度が上がった場合は、新たに20万円を限度として住宅改修ができます。

ただし、この取り扱いは1回に限られます。

◆住宅改修の種類

①手すりの取り付け
②段差の解消
③洋式便器等への便器の取り替えなどがあります。

▼介護サービスを利用するには、介護申請手続きを行い、介護の認定を受けなければなりません。

詳しいことは、介護保険係または担当のケアマネージャーにお尋ねください。

問市・介護支援課 ☎49・2558

介護保険負担と本人負担の割合

住宅改修費の対象となる額（上限は20万円まで）	上限を超える改修費
介護保険が9割を負担（実負担額は18万円まで）	本人が全額負担（実費相当分）

★ 本人が1割を負担（実負担額は2万円まで）

※上限を超える改修費は、本人が全額負担することになります。

編集・発行
留萌市政策経営室企画調整課
●広報るもいへのお問合せ●
〒077－8601 留萌市幸町1丁目11番地『広報るもい』係
☎0164－42－1809／FAX 0164－43－8778
ホームページ http://www.e-rumoi.jp/
E(電子)メールアドレス koucyou@e-rumoi.jp

クイズの応募方法

「①答え、②意見・要望、③氏名、④住所、⑤性別、⑥職業、⑦電話、⑧電子メールアドレス」を記入し、ハガキ、電子メール、FAXで上記まで送ってください。応募者の中から抽選で5名に『商品券』が当たります!!応募期限は12月25日です。

●人の動き●平成19年10月末現在。（　）は前月比

人	男	女	世帯
26,280(－15)	12,738(0)	13,554(－15)	12,668(－9)

■2007年12月号／通巻597号 ■印刷／留萌印刷㈱
この広報誌は、再生紙を使用しています

得 クイズるもいのつぼ

★先月号のクイズの答えは、約4団体です。
（問題は、「『図書館で好きな本借りちゃお！』で紹介した、図書館ボランティアは○団体だったでしょうか？」でした。）

★今月号のクイズ
地域との市政懇談会『移動市長室』は市内○カ所で開催されました。いくつの会場で開催されたでしょうか？
（ヒント：2～3ページをご覧ください。）

飲酒運転は犯罪です。年末に向けて飲酒の機会は増えると思いますが、お酒を飲んだら、運転は絶対禁止です。